

平成29年度第2回ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会

JESCO施設の解体撤去の検討状況

今回報告する内容は、下記の通りである。

1. 検討の経緯等
2. 平成30年度JESCO施設の解体撤去準備の進め方(案)

平成30年3月28日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1. 検討の経緯等

(1) 今までの検討の経緯等

平成28年10月13日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会 解体撤去の基本方針、考え方等審議
平成28年11月22日	技術部会報告
平成28年12月 6日	作業安全衛生部会報告
平成29年 2月17日	技術部会報告
平成29年 3月31日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会進捗状況報告
平成29年 7月26日	北九州1期解体撤去を見据えた説明会、見学会
平成29年11月30日	作業安全衛生部会報告
平成29年12月 8日	技術部会報告
平成30年 1月11日	北九州事業部会にて検討進捗状況報告
平成30年 1月12日	第1回ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会進捗状況報告
平成30年 3月 5日	技術部会報告
平成30年 3月28日	第2回ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会進捗状況報告

(2) 解体撤去マニュアル

本年度は、昨年度までに審議を頂いた基本方針、基本的考え方を達成するための具体的な方法について、解体撤去マニュアル(案)として検討、作成している。技術部会、作業安全衛生部会にて報告し、助言を頂いている。

解体撤去マニュアルは、発注仕様書の一部を構成する図書として活用する予定である。事業所毎の個別仕様は、事業所毎に作成する基本計画、特記仕様書等にて明らかにする。

平成30年1月12日のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会にて報告を行った。主なご指摘事項は、下記の通りである。

- ①解体撤去後の土地の土壌調査に関して、検討をすべきではないか。
- ②汚染状況調査という用語の見直しを行った方がよい。

平成30年3月5日の技術部会にて、解体撤去マニュアル案等の報告を行った。前回、報告からの変更点及び今回の部会での主なご指摘事項は、下記の通りである。

○解体撤去マニュアルの主な変更点

- ①解体撤去の基本方針「作業者の安全健康管理」を「作業者の安全衛生管理」とした。
- ②情報共有の基本方針を加筆した。
- ③用語の修正を行った。
 - ・クリーニング→除去分別
 - ・施設汚染調査→PCB状況調査

○主なご指摘事項

- ①事業所ごとの特徴を加味した計画が必要であり、検討すること。
- ②事前調査と解体撤去のための試験的な検証が重要であり、確実に計画、実施すること。

今後、解体撤去マニュアルを見直しして行く中で、上記を踏まえて検討を行っていく。

(3)解体撤去技術ヒアリング

各施設の解体撤去の技術ヒアリングを行い、解体撤去方法等に関して、検討を進めている。ヒアリング結果は、精査を行い、解体撤去マニュアルへの反映、整合を図っている。

(4)解体撤去を見据えた施設PCB状況調査

大阪及び豊田PCB処理事業所のPCB状況調査を開始している。PCB状況調査の結果は、精査を行い、解体撤去マニュアル及び技術ヒアリングへの反映、整合を図っていく。また、今後の事業所の解体撤去計画に反映していく。

(5)北九州PCB処理事業所1期施設解体撤去に関する準備

平成29年9月1日に北九州PCB処理事業所1期施設解体撤去プロジェクトチームを発足させて、1期施設解体撤去の検討を開始した。

今後、北九州1期に関する検討状況を逐次、事業部会にて報告し、助言を受けることとしている。

2. 平成30年度JESCO施設の解体撤去準備の進め方(案)

平成29年度までの解体撤去の検討状況を踏まえ、平成30年度は、下記にて、検討を進めることを計画している。

(1)除去分別技術等に係る検証の計画、実施

- ・解体撤去の技術的事項は、技術部会、作業安全衛生部会にて適宜報告し、検討を進めているところである。技術部会にて、PCB処理事業所において、解体撤去や除去分別技術の検証、実証、蓄積を行いつつ、段階的に解体撤去を進めていくようにとの助言をいただいている。
- ・上記を踏まえて、環境省、立地自治体等と協議をおこないつつ、休止施設等を使用した除去分別技術等に係る検証を行うことを計画、実施していく。
- ・計画、実施にあたっては、技術部会、作業安全衛生部会等に報告、助言をいただき進めていく。

(2)北九州PCB処理事業所第1期施設解体撤去に係わる検討

- ・北九州PCB処理事業所1期施設に関して、具体的な解体撤去計画を事業部会等への報告、助言を受けながら作成する。
- ・解体撤去の入札契約に必要な検討を行う。
- ・環境省等と協議をおこない、解体撤去の発注の準備を行う。

(3)解体撤去マニュアル案の見直し

- ・平成29年度までの検討結果、(1)の結果を踏まえ、見直しを行う。
- ・環境省等との協議を進める。
- ・技術部会、作業安全衛生部会等に報告、助言を受けながら作成する。

(4)技術ヒアリング業務の継続実施

- ・平成29年度までの検討結果をもとに、プラントメーカー、無害化処理認定施設等へのヒアリングを継続して実施する。

(5)その他

- ・各事業所、施設の解体撤去計画を検討する。
- ・PCB状況調査を計画、実施する。

以上